

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
小規模多機能まごころ浦和元町

重要事項説明書

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

作成記入日 令和 7 年 7 月 1 日

当事業者はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明いたします。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者（法人）の概要

法人の名称	シン建工業株式会社
法人の種別	株式会社
法人の代表者氏名	代表取締役 北 清太郎
法人の主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市南区関 1-13-13
法人の連絡先	TEL 番号 048-837-3000 FAX 番号 048-837-2000 ホームページアドレス http://www.shinken-net.co.jp
資本金	9,800万円
設立年月日	昭和48年10月23日

2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能まごころ浦和元町
事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能居宅介護
介護保険事業所番号	1196501405
管理者氏名	施設長 鈴木 貴大

開設年月日	令和5年4月1日
事業所の所在地	埼玉県さいたま市浦和区元町3丁目32番23号
事業所の連絡先	TEL番号 048-885-5700 FAX番号 048-885-5702
交通手段	JR京浜東北線 北浦和駅下車 徒歩12分
損害賠償責任保険加入先	株式会社 損害保険ジャパン

(1) 敷地及び建物

敷地		1401.3 m ²
建物	構造	鉄骨造地上2階建
	延べ床面積	999.3 m ²
	登録定員	29名 (通いサービス定員：18名) (宿泊サービス定員：6名)

(2) 主な設備

設備の種類		室数	面積
宿泊室	個室	5室	9.93 m ² ×5室
	個室以外	1室	7.97 m ² ×1室
台所		1室	9.93 m ²
浴室		1室	7.09 m ²
脱衣室		1室	10.39 m ² ×1室
トイレ		2室	3.31 m ² ×1室
			6.72 m ² ×1室
食堂・居間		1室	59.41 m ²
地域交流・多目的室		1室	16.66 m ²
その他		相談室・事務室	

3. 事業所の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態（要支援状態）の利用者に対して、適切な小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供することを目的とする。
施設運営の方針	心身の特性を踏まえ、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、通いを中心として利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その

	他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
--	---

4. 職員体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1	0	1	0	0
計画作成担当者	1	0	1	0	0
介護従事者	15	10	1	4	0

(1)管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指導を行う。

(2)介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3)介護従業者

看護職員 1名以上

介護職員 7名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

5. 勤務体制

昼間（通いサービス）の体制	3対1
夜間（宿泊サービス）の体制	5対1（夜勤）+1（宿直）

6. 利用状況（令和7年7月1日現在）

登録者数	17人
要介護度別	要支援2：0人、 要介護1：8人、 要介護2：3人 要介護3：4人、 要介護4：1人、 要介護5：1人

7. 利用について

- (1) 当該市区町村により介護（要支援）認定を受けた方で、当施設指定の利用申込書に必要事項を記入し、お申込み下さい。
- (2) 利用前に事前面接を行います。その後、当施設での受け入れが決定した場合は契約となります。契約の有効期限は介護保険認定期間と同じです。但し、引続き認定を受け、利用者又

はご家族からの終了の申出がない場合は自動的に更新されるものとします。

8. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間
通いサービス 基本時間 09:30 から 16:30 まで
宿泊サービス 基本時間 16:30 から 09:30 まで
訪問サービス 24時間

9. 通常の事業の実施地域・・・さいたま市

10. 契約の終了について

- (1) 利用者は申出ることにより、この契約を解除することができます。
- (2) 施設は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが連続して2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以上を定めてその期間内に滞納金の全額を支払われない場合。
 - ② 利用者が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、この契約をし難いほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合、文章により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができる。
- (3) 利用者が要介護（要支援）認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。
- (4) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ②利用者が死亡した場合。
 - ③やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。

11. 当施設利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示下さい。
- ・施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は弁償頂きます。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- ・飲酒、喫煙・・・かかりつけ医の許可があり、かつ指定の場所にて飲酒、喫煙をする。
- ・金銭、貴重品の持込み・・・金銭、貴重品は各自が管理し、万一紛失の場合でも、事業者は一切責任を負わないものとする。但し、事業者への管理依頼も要相談により出来る。
- ・所持品の持込み・・・居室の収納タンスに収納できる範囲内での持込みとする。
各自で管理し、万一の場合、事業者は責任を負わない。
- ・施設外での受診・・・家族もしくは介護者が同行することを条件にする。
- ・宗教、政治活動・・・各自の自由に任せることとする。但し施設内での活動は禁止する。
- ・ペット・・・禁止とする。但し治療によるペットは、施設長の許可を必要とする。

12. サービスおよび利用料等

①サービス費について

項目	内容	単位数・金額
小規模多機能型居宅介護	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等、日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等については包括的に提供されること。	要支援1 (介護予防) 3,109 単位 要支援2 (介護予防) 6,281 単位 要介護1 9,423 単位 要介護2 13,849 単位 要介護3 20,144 単位 要介護4 22,233 単位 要介護5 24,516 単位
保険対象外サービス	特別食代・理美容代・おむつ代については、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。	
居室の提供 (宿泊費)		3,300 円 / 1泊2日
食事の提供		1,620 円 / 日 (朝食 432 円 / 1食・昼食 648 円 / 1食・夕食 540 円 / 1食)
個人消耗品の費用	個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。	
他医療機関への受診料	必要時のみ自己負担にてお願い致します。(不定期)	

②その他加算について

項目	内容	単位数
若年性認知症利用者受け入れ加算	・若年性認知症患者毎に担当者を定める ・若年性認知症患者の特性やニーズに応じてサービス提供を行う	800 単位 / 月
看護職員配置加算 (I)	・常勤の看護師を1名以上配置していること。	900 単位 / 月
看取り連携体制加算	利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以	64 単位 / 日

	前30日以下について1日につき64単位を死亡月に加算する。ただし、この場合において、看護職員配置加算(I)を算定していない場合は、算定しない。	
総合マネジメント体制強化加算(I)	<p>(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員(計画作成責任者)や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること</p> <p>(2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること</p> <p>(3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること(新設)</p> <p>(4) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること(新設)</p> <p>以下(5)～(7)について、事業所の特性に応じて1つ以上実施</p> <p>(5) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること(新設)</p> <p>※「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件</p> <p>(6) 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること(新設)</p> <p>(7) 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること(新設)</p>	1,200 単位/月

サービス体制強化 加算Ⅲ	<p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての小規模多機能型居宅介護従業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)に対し、小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>(2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること。</p> <p>(3) 通所介護費等算定方法第七号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(4) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の四十以上であること。</p> <p>(二) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の六十以上であること。</p> <p>(三) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。</p>	350 単位/月
処遇改善加算Ⅲ	当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう	1 月につき 所定単位数×155/1000

地域区分 3級地 10.83

利用の中止・変更・追加

- ・利用予定日の前に、ご契約者様の都合により、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合は原則として、サービス実施の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ・介護保険給付対象サービスについては、利用料金が1ヶ月ごとの包括費用（定額）のためサービスの利用回数等を変更された場合も、1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、介護保険給付対象外サービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止を申し出た場合、キャンセル（取消）料として同額の料金が発生します。
- ・費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はそのご家族、代理人に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意を得ることとする。

1 3 ・小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）について

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通いサービス、宿泊サービス、訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために利用者と協議の上で、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を定め、また、その実施状況进行评估します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。

1 4 ・サービス提供の記録保存と情報開示

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保存致します。その記録は10：00～17：00の間、当施設にて閲覧できます。

1 5 ・秘密保持の遵守

- (1) 施設及びすべての職員はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報については法人の各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業責任者のもとに保管するとともに利用目的に沿った利用を行います。

なお、下記内容の場合に情報提供を行うことがありますので、ご承知おき下さい。

①内部での利用

- | | |
|--------------|----------------------------|
| 1) 入退居等の管理 | 5) 施設サービス提供職員の連携 |
| 2) 会計・経理 | 6) 施設サービスや業務の維持 |
| 3) 事故等の報告 | 7) 当該事業所内において行われる学生への実習の協力 |
| 4) 施設サービスの向上 | |

②外部への提供

- 1) 利用者等にて提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス推進担当者会議等）、照会の回答。
- 2) 利用者の疾病治療、健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康記録・生活記録。
- 3) ご家族への心身の状況の説明。

③介護保険事務

- 1) 審査支払機関へのレセプト等の提出。
- 2) 審査支払機関又は保険者からの照会の回答。
- 3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等。

16. 運営推進会議の設置

委員の構成	・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・市区町村の職員 ・地域包括支援センター職員 ・小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催時期	2ヶ月に1回開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

17. 協力医療機関

医療機関名 所在地	医療法人 翔誠会 きたうらわクリニック 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-1-10
TEL番号 診療科	048-767-7840 一般内科、緩和ケア内科、循環器内科、泌尿器科、精神科
医療機関名 所在地	医療法人社団幸正会 岩槻南病院 埼玉県さいたま市岩槻区黒石2256
TEL番号 診療科	048-798-2001 内科・循環器科・人工透析・人間ドック・各種健康診断

※緊急時の場合、救急車で受入可能な医療機関への搬送となります。

18. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 事業所における虐待の防止のための指針を整備し、所属する介護支援専門員より虐待防止に関する責任者の選定を行い、虐待防止検討委員会を設置します。また、おむね6カ月に1回以上開催する事とする。
2. 成年後見制度の利用を支援する。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研

修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

5. 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
6. 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

19. 身体拘束等の禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、身体拘束等の適正化の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、介護職員その他の従業者に周知徹底を図り、定期的に研修を実施します。

1. 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
2. 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
3. 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

20. 事故発生時・緊急時の対応方法

介護事故発生の防止・当施設は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。

・当施設は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

・当施設は、事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行います。

事故発生時や利用者の体調悪化時の緊急時の対応方法		容体の確認と応急処置を行う。 119番するとともに主治医へ連絡して指示を受ける。 ご家族へ連絡する。
主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関	
	所在地	
	電話番号	
家族等	①緊急連絡先 フリガナ 氏名	(続柄)
	住所	
	電話番号	自宅 携帯
	②緊急連絡先 フリガナ 氏名	(続柄)
	住所	
	電話番号	自宅 携帯

21. 非常災害時の対策

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。

また、避難訓練を2回、利用者も参加して行います。

非常災害時の対応	事業所内緊急連絡体制の確立 関係機関への通報 従事者の役割分担
平常時の訓練	従事者の火の始末の点検 防火管理者のチェック
消防計画等	消防署への届出 防火管理者 鈴木 貴大
防犯防火設備 避難設備等の概要	自動火災報知機・消防用非常通報 誘導灯・非常灯・消火器

2.2. 苦情相談機関

苦情相談窓口 苦情受付方法 電話番号	担当者氏名：施設長 鈴木 貴大 事務所窓口に来所又は電話にて受付 048-885-5700
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：浦和区役所高齢介護課 048-829-6153 さいたま市介護保険課 048-829-1264・1265 埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用） 048-824-2568

2.3. ハラスメントの対応

ハラスメントを防止することが短期入所サービスの円滑な利用につながるため、ハラスメントを許さないという基本方針のもと、下記の対応を行います。

身体的暴力	身体的暴力・身体的な力を使って、危害を及ぼす行為
精神的暴力	個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
セクシャルハラスメント	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。
カスタマーハラスメント	顧客や取引先からのクレームや言動の中でも、特に悪質で労働者の就業環境に悪影響を及ぼす行為を指します。具体的には、以下のような行為が含まれます。 過剰な要求：社会通念上不相当な手段や態様での要求。 暴言や脅迫：従業員に対する侮辱的な言動や脅し。 長時間の拘束：不当な理由での長時間の待機や拘束。 SNSでの誹謗中傷：ソーシャルメディアを通じた攻撃的な言動。

上記のようなハラスメントは、固くお断りしています。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除致します。・事業所の快適性、安全性を確保する為にもご協力をお願いします。

また、利用者もしくは身元保証人による背信行為が発覚した場合も同様となります。

2.4. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っているか。

実施の有無 → 実施なし

2.5. 情報公開について

当事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設する事業所のホームページに、運営規程及び重要事項説明書を公開しておりますので、ご確認下さい。また、施設内にも文書をいつでも閲覧できるよう整えております。

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 埼玉県さいたま市南区関1-13-13

名称 シン建工業株式会社

代表者 代表取締役 北 清太郎

説明者 小規模多機能まごころ浦和元町

氏名 施設長 鈴木 貴大

私は、本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護についての重要事項の説明を受けて内容に同意し、本書面の交付を受けました。

年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

(続柄)